

最低制限価格の設定について

この委託業務は、入札書比較最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、落札者になれません。

入札書比較最低制限価格

① 測量業務

次の(1)、(2)及び(3)の合計額。ただし、この金額が、予定価格を100分の110で除した額の10分の8.2を超える場合には、予定価格を100分の110で除した額の10分の8.2とし、また、予定価格を100分の110で除した額の10分の6に満たない場合には、予定価格を100分の110で除した額の10分の6とする。

- (1) 企業団の設計金額（直接測量費）
- (2) 企業団の設計金額（測量調査費）
- (3) 企業団の設計金額（諸経費）に10分の4.8を乗じて得た額

② 建築関係コンサルタント業務

次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額。ただし、この金額が、予定価格を100分の110で除した額の10分の8を超える場合には、予定価格を100分の110で除した額の10分の8とし、また、予定価格を100分の110で除した額の10分の6に満たない場合には、予定価格を100分の110で除した額の10分の6とする。

- (1) 企業団の設計金額（直接人件費）
- (2) 企業団の設計金額（特別経費）
- (3) 企業団の設計金額（技術料等経費）に10分の6を乗じて得た額
- (4) 企業団の設計金額（諸経費）に10分の6を乗じて得た額

③ 土木コンサルタント業務

次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額。ただし、この金額が、予定価格を100分の110で除した額の10分の8を超える場合には、予定価格を100分の110で除した額の10分の8とし、また、予定価格を100分の110で除した額の10分の6に満たない場合には、予定価格を100分の110で除した額の10分の6とする。

- (1) 企業団の設計金額（直接人件費）
- (2) 企業団の設計金額（直接経費）
- (3) 企業団の設計金額（その他原価）に10分の9を乗じて得た額
- (4) 企業団の設計金額（一般管理費等）に10分の4.8を乗じて得た額

④ 地質調査業務

次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額。ただし、この金額が、予定価格を100分の110で除した額の10分の8.5を超える場合には、予定価格を100分の110で除した額の10分の8.5とし、また、予定価格を100分の110で除した額の3分の2に満たない場合には、予定価格を100分の110で除した額の3分の2とする。

- (1) 企業団の設計金額（直接調査費）
- (2) 企業団の設計金額（間接調査費）に10分の9を乗じて得た額
- (3) 企業団の設計金額（解析等調査業務費）に10分の8を乗じて得た額
- (4) 企業団の設計金額（諸経費）に10分の4.8を乗じて得た額

⑤ 補償コンサルタント業務

次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額。ただし、この金額が、予定価格を100分の110で除した額の10分の8を超える場合には、予定価格を100分の110で除した額の10分の8とし、また、予定価格を100分の110で除した額の10分の6に満たない場合には、予定価格を100分の110で除した額の10分の6とする。

- (1) 企業団の設計金額（直接人件費）
- (2) 企業団の設計金額（直接経費）
- (3) 企業団の設計金額（その他原価）に10分の9を乗じて得た額
- (4) 企業団の設計金額（一般管理費等）に10分の4.5を乗じて得た額